

「三鷹事件再審を支援する会」声明

袴田事件の速やかな再審開始と

三鷹事件をはじめとしたすべての冤罪事件の再審開始決定を求める

3月27日、1966年に静岡県で起こった袴田事件の再審を認める決定が出された。決定は、「再審開始」とともに「刑の執行停止」と「拘置の取り消し」すなわち死刑囚袴田巖さんの釈放を認めた。私たちは、この決定を歓迎するとともに、検察が即時抗告など再審開始を妨げることをしないよう強く求める。

決定では、「耐え難いほど正義に反する」との言葉に示されるように、捜査当局の不当な手法が指弾されている。袴田さんを犯人とした物証そのものがねつ造されたものであるとさえ指摘している。

私たちは、法の正義を示そうとした裁判所の姿勢を高く評価する。と同時に、この決定をDNA型鑑定技術の向上と結びつけて、その点に限定して評価しようとする論説のあることを危惧する。「疑わしきは被告人の利益に」という原則を再審にも適用するという法の精神に従う勇気を欠く裁判官が、今も少なくないことを知っているからだ。袴田事件第一審が、供述調書のほとんどを不採用とし自白が強要されたものであることを示唆しつつ有罪認定をしたという事実は、そのことを如実に示しているし、3月26日に下された北陵クリニック事件再審請求に対する不当な棄却決定も、同類である。

袴田さんと同じく死刑判決を受け再審を求めながら、獄中で病死した竹内景助さんの無念を晴らすため、三鷹事件再審弁護団は再審実現の努力を続けている。昨年9月には「再審理由補充意見書」を東京高裁に提出している。袴田事件第二次再審請求審では、証拠開示請求によって、検察側が長年にわたって証拠隠しを続けてきたことが明らかとなっているが、三鷹事件再審弁護団は、新たな証拠開示申立の準備を進めている。冤罪を正すために、検察官はすべての未開示記録を開示すべきである。

袴田事件の一日も早い再審開始を求めるとともに、画期的な「決定」の成果が三鷹事件をはじめとしたすべての再審請求事件に及ぶことを期待する。

再審開始を求める多くの個人・団体と連帯して、三鷹事件再審を支援する会は取り組みを強化していくものである。

2014年3月28日

三鷹事件再審弁護団

竹内景助さんは無実だ！三鷹事件再審を支援する会